

【更新履歴】

・更新月日：9月14日（募集要領 ver.2）

ページ	項目	主な更新内容	
		(更新前)	(更新後)
P.24	3.4.2 建築物の解体撤去または建て替えについて	(記載なし)	<p><u>耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成25年11月25日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。</u></p> <p><u>①本補助を受け改修を行なった建築物（既存建築物においてマネジメントシステムの整備や技術の検証を行う場合を含む）を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反していることみなし、補助金の返還となることに留意し、補助の申請時においては、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。</u></p>
P.47-49	非住宅（一般） 様式2-2	—	<p><改修、マネジメント、技術の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工年の記入欄を追加
P.79-81	共同住宅 様式2-2	—	<p><改修、マネジメント、技術の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工年の記入欄を追加
P.99-101	戸建住宅 様式2-2	—	<p><改修、マネジメント、技術の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工年の記入欄を追加